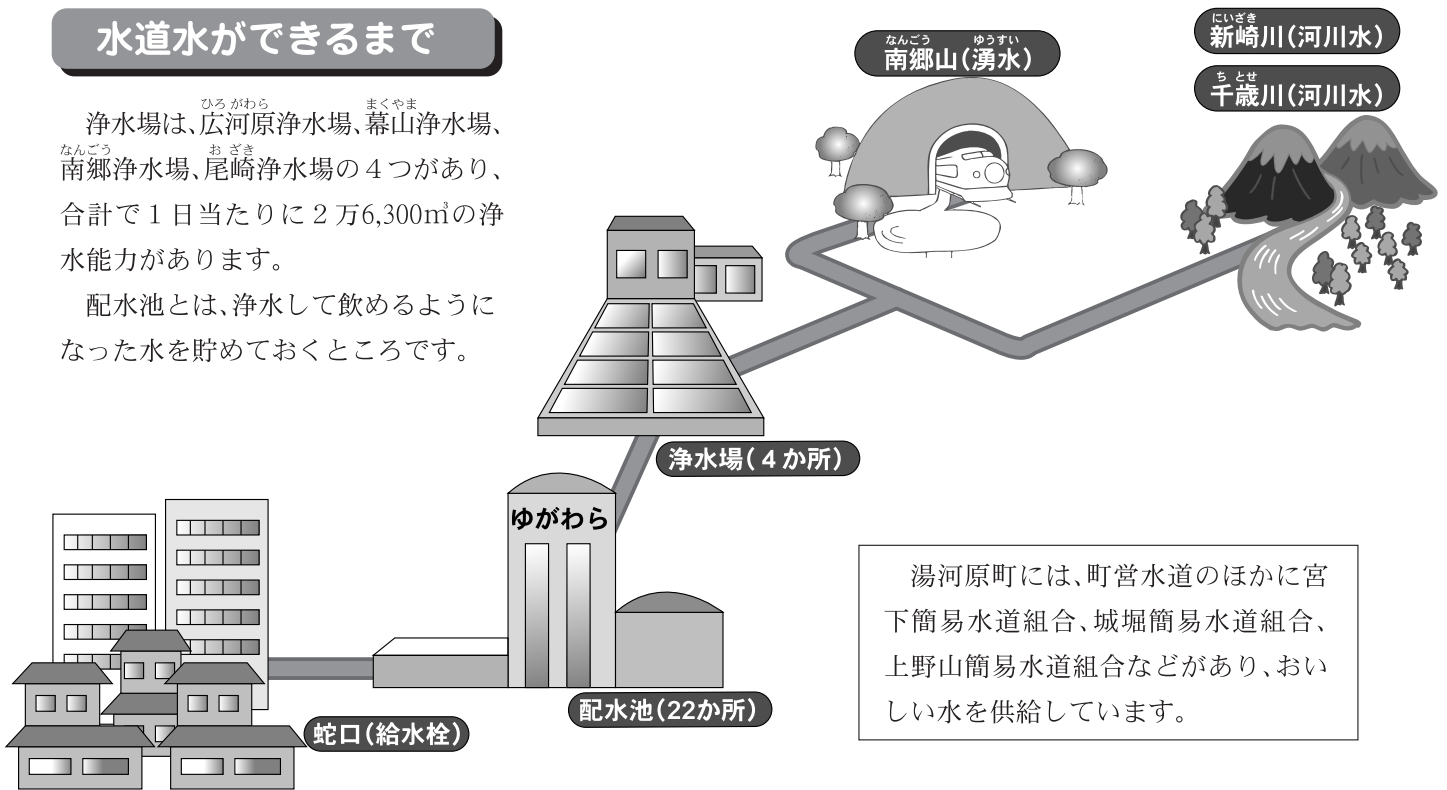


## 水道水ができるまで

浄水場は、<sup>ひろがわら</sup>広河原浄水場、<sup>まくやま</sup>幕山浄水場、<sup>なんごう</sup>南郷浄水場、<sup>おさき</sup>尾崎浄水場の4つがあり、合計で1日あたりに2万6,300㎡の浄水能力があります。

配水池とは、浄水して飲めるようになった水を貯めておくところです。



湯河原町には、町営水道のほかに宮下簡易水道組合、城堀簡易水道組合、上野山簡易水道組合などがあり、おいしい水を供給しています。

## 漏水を発見したときは

### ○宅地内で漏水を発見したとき

宅地内や私道内埋設の個人管は、所有者が管理し、修理は自己負担となります。町指定給水装置工事業者に依頼してください。

町指定給水装置工事業者については、水道課までお問い合わせください。

### ○道路上で漏水を発見したとき

水道課までご連絡ください。休日や夜間の場合は、宿日直が受け付けます。

## 便利な口座振替をご利用ください

水道料金のお支払いには、便利で確実な「口座振替」をご利用ください。口座振替をご希望の方は、金融機関の窓口で、口座振替依頼書、通帳、銀行印、お問い合わせ番号がわかるもの（納入通知書など）をお持ちください。

口座振替日は、月末日（土・日・祝日の場合は翌営業日）です。「口座振替」と通帳に記載されますので、すぐに支払済みの確認をすることができます。

## こんなときはすぐにお届けを

### ○水道を使い始めるとき（開始届）

- ・家を新築したとき
- ・新しく入居するとき

### ○水道を使わなくなるとき（停止・中止届）

- ・引っ越しするとき
- ・長期出張や長期旅行、入院などで長い間水道を使用しないとき

### ○その他の手続き

- ・家の売買、相続などで所有者または使用者が変わるとき（所有者変更届、使用者変更届）
- ・結婚、社名変更などで使用者の名前（名称）が変わるとき（名義変更届）
- ・水道を必要としなくなったとき（廃止届）

